

第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ローカルネット日本評価支援機構

②評価調査者研修修了番号

SK2021274

13-A011

21-A001

③施設名等

名称：	光と緑の園向陽寮
施設長氏名：	川口 賢治
定員：	75名
所在地（都道府県）：	長崎県
所在地（市町村以下）：	大村市西大村本町127番地 3
T E L：	0957-53-7415
U R L：	https://hikaritomidori.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1948/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人光と緑の園
職員数 常勤職員：	30名
職員数 非常勤職員：	8名
有資格職員の名称（ア）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	9名（内1名は社会福祉士）
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	18名
有資格職員の名称（ウ）	個別対応職員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	家庭支援相談員・里親支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	2名・1名
有資格職員の名称（オ）	心理療法担当職員（認定心理士）
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	50部屋（9ユニットで構成）鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根2階建
施設設備の概要（イ）設備等：	心理療法室・家庭支援相談室
施設設備の概要（ウ）：	自立支援室・親子生活訓練室
施設設備の概要（エ）：	図書室・体育館 他

④理念・基本方針

- ①「子どもがまんなか 家族を支えるみんなの輪」の理念のもと、児童養護施設運営指針に基づき、子どもの最善の利益を第一に、子ども及びその家庭等に対し適切な支援を実現するよう努める。
- ②「長崎県社会的養育推進計画」及び「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模勝地域分散化の進め方についてを踏まえ、方向性としては、ユニットケアの充実強化を前提とし、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化及び地域支援の拠点化に努める。
- ③専門性を有し、24時間365日にわたり子どもの養育や支援を行う児童養護施設の強みを活かし、家庭での養育が困難な子どもをできる限り良好な家庭関係で養育するとともに、親子関係再構築に向けた保護者支援を行うなど、家庭養育優先を推進する。

⑤施設の特徴的な取組

1. 「児童養護施設運営指針」に定められている社会的擁護の理念に基づき、社会が求める児童の最善の利益を追及することを目指し年2回の自己評価の実施や、理念を具現化する取り組みとして「日常生活の中で子どもの声を聞くこと」「子どもの自主性を促す声掛け」を大事にし支援の向上に努めている。
2. 虐待経験のある子どもや発達障害又はその疑いがある子どもの入所が増加している現状にあり、小規模化した生活棟においてグループケアでのメリットを活かした家庭的な支援を推進している。職員は日頃から個別の関わりを大切にするよう意識を持ち、定期的なケース会議における事例検討のほか、内外での研修の機会を設け、専門性を高める取り組みがある。細やかな支援を目指し、家庭支援相談員を増員し対応している。
3. 児童の権利を保障するため、子どもからの相談・苦情・要望に対しては徹底した話し合いを基本とする苦情解決システムを構築するとともに、特に施設内虐待については早期の発生の防止に最大限の努力を払っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/9/1～2024/3/31
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/3/31
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）

⑦総評

◇特に評価の高い点

①子どもの権利を尊重した姿勢での支援

施設理念に「子どもがまんなか 家族を支えるみんなの輪」を明記し、子どもの最善の利益を第一に支援に努めている。職員は子どもへの指導しながら日常生活の中で子どもの声を聞くことを大切に捉えており、食事や就寝時間にいろんな会話や、スキンシップを大切にしながら子どもの心情に寄り添い支援している。年々発達の部分などで支援が必要な子どもも増えてきているが、障害の特性への理解に努め、短い言葉や図式化する等して生活の場面でわかりやすく伝えながら子どもの個性や自主性を大切に支援している点は評価できる。

②子どもの主体性を大切にした養育

児童部会では、生活のきまりを子ども自らが主体的に考え、今年度はコロナ感染症が5類に変更となったことを踏まえ、外出に関して帰宅時間や外出範囲の拡大について議論しルール変更を行った。子ども達からは社会通念上難しい提案も挙げられたこともあったが、何故許可することができなかったのかを理由付けして子ども達に説明し、新しいルール作りの際には繰り返し話し合う機会を持つことで責任と自主性を持った生活を送れるよう支援している。

③地域との積極的な関わり

施設では年1回のオータムフェスタで地域との交流を図る取り組みのほか、資源物回収や神社の清掃ボランティア活動を通じて、地域社会での役割を担う活動がある。敷地内の運動場では地域住民がグランドゴルフや、体育館を利用して地域住民の交流の場となるなど施設が地域に溶け込み、地域から声をかけられる場面がある。施設と子ども達が、地域の一員として見守られている様子が窺われ、地域との積極的な関わりを持っている点は評価できる。

◇改善を求められる点

①子どもとの信頼関係の醸成

今回の第三者評価のアンケート結果から「あなたは施設の大人から大切にされていますか」の問いかけに対し、肯定的な回答が40％に留まり低い結果となった。職員が生活面等を注意する場面で子どもとの認識の差が生じていると思われるが、今後、職員間であらためて振り返りの機会に繋げていくことを期待する。

②被児童虐待防止に向けた取り組み

施設として被措置児童虐待防止への取り組みを行い、子どもが自分自身を守るための知識や具体的な方法について対応しているが、不適切な関りについて具体的に学習する機会が不足している現状にある。不適切な関りに迅速に対応できるよう更なる取り組みに期待する。

③BCP（業務継続計画）の策定

自主的な風水害訓練を重ねているが、昨今の自然災害への備えとして子ども達や職員への安全配慮の観点からもBCP（業務継続計画）の策定と共に教育研修、訓練を継続的に実施していくことが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審が5回目となりますが、職員一人一人が取り組むことで日々の養育の振り返りや取り組みの改善点等に気づけるきっかけとなりました。特に職員の入れ替わりもあり新しい職員にとっては初めての経験だったようですが、中堅の職員やリーダー的職員と一緒にすることが出来ました。評価の結果や子ども達のアンケートの結果をしっかりと施設全体で受け止め改善策がないか考えていきたいと思っています。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	□理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
	□理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	□理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
理念「子どもがまんなか 家族を支えるみんなの輪」をホームページ及び長・中期運営計画に掲載し、「私たちは、一体となり子どもと家族を尊敬し、子どもの最善の利益を尊重しながら、関係機関や地域の皆さまと和して輪になって、子どもの育ちと家族の子育てを支えます。」と目指す方向やその考え方を示している。職員が入职した際や、年度初めには施設全体へ理念・基本方針を周知している。今後、更なる理念の周知・浸透を図る為にも、理念や基本方針は子ども達にとって分かりやすい資料を工夫して作成することを期待する。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	□子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
地域の児童福祉の動向を把握し、定員の変更を行っている。長崎県社会的養育推進計画の内容を踏まえて、分析や検討が行われている。被措置児童等虐待数は増加傾向であり、ユニットケアの充実強化、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化及び地域支援の拠点化の取り組みを進めている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

【コメント】

長崎県社会的養育推進計画の内容を踏まえ、長・中期運営計画に施設の小規模化、施設の高機能化、施設の多機能化を図る事業計画を明記している。具体的な課題や問題点は職員会議等を通じて共有し、職員がコスト意識を持って従事するよう努めている。今後、抽出した経営課題の解決・改善に向け、具体的に取り組みを進めることを期待する。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者
評価結果

①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○

【コメント】

令和2年3月に長崎県社会的養育推進計画が策定されたことに伴い、施設としても社会的養育推進計画に則り子どもの家庭的養育優先と地域の社会的養育の推進を図り、子どもの最善の利益に資するため長・中期運営計画を定めた。長・中期運営計画には、今後の方向である、施設の小規模化、施設の高機能化、施設の多機能化に向けた取り組みが示されている。また、里親支援の充実強化、里親育成センター「すくすく」の運営、施設内外の職員研修強化など取り組んでいる。今後、具体的な養育・支援に関する中・長期の事業計画や中・長期の収支計画の策定とともに数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行えるよう取り組むことが望まれる。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【コメント】

長・中期運営計画に基づき、今後の方向である、施設の小規模化、施設の高機能化、施設の多機能化に向けた取り組みを具体的に進める事業計画を策定されている。特に、施設内虐待の発生防止とともに児童の権利擁護や児童虐待防止に関する研修については重点的に取り組むとしている。今後、事業計画の内容につき数値目標や具体的な成果指標等を設定するなど実施状況の評価できる内容表記を工夫することが望まれる。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【コメント】

事業計画はあらかじめ定められた時期・手順に基づいて作成し、職員会議等を通じて職員に周知することで理解を促している。法人の理事会で議題に挙げたことなども必要に応じて職員へ周知されている。今後、事業計画は職員等の参画や十分な意見集約・反映のもとで策定することを期待する。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【コメント】

子ども会等を通じて子ども向けの年間の行事計画を示し、話し合う機会を設けている。今後、事業計画の主な内容についても保護者などへ周知・説明できるよう工夫を行うことが望ましい。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○

【コメント】

毎年、定められた評価基準に基づいて自己評価を行い、第三者評価を定期的に受審している。第三者評価を通じて子どもから挙がる意見や要望等についても職員へストレートに伝え、職員と子どもが感じているギャップを率直に捉え、職員の振り返りに繋げている。事業報告書にも第三者評価結果を踏まえた見直し・改善について記載し、施設全体に周知を図っている。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

毎年、全ての職員が関わり自己評価を実施している。自己評価はグループリーダーが取りまとめて課題を抽出し、養育・支援の質の向上に向けて意見を交わし組織的に取り組んでいる。但し、評価結果によって明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、実施状況の評価や計画の見直しをするしくみを構築するまでには至っていない。今後、これらのしくみを構築して取り組むことを期待する。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○

- | | |
|---|-----------------------|
| ☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 | ☐ |
| ☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。 | ☐ |

【コメント】

施設長の役割と責任は職員業務分掌表に明記し、職員に周知を図っている。施設長が不在の際の権限委任については副施設長へ権限委任することを明確にし、職員から理解を得ている。年度当初に職員としての心構えを説明し施設長の責任も示している。施設の経営、管理及び養育・支援の方針については、長・中期運営計画に掲載し表明している。

②

11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

- | | |
|---|-----------------------|
| ☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。 | ☐ |

【コメント】

施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。また、社会的養護関係の全国施設長研修や各種会議に参加し、制度改正の最新の動向や関係法令の内容の把握に努めている。職員に対し法令等が改正された場合は掲示や回覧などで伝えている。福祉分野にかかわらず、SDGsや雇用、防災などの各種情報等は法人本部の事務長が幹部会議などを通じて報告があり、施設の運営に反映している。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①

12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

a

- | | |
|--|-----------------------|
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 | ☐ |
| (社会的養護共通)
☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。 | ☐ |

【コメント】

自立支援計画を全職員がパソコンで閲覧できるようにし、子どもの目標や課題を明確にして養育・支援の現状について定期的に評価・分析ができるようにしている。施設長はオンラインや動画配信等を含めた各種研修や会議に参加するとともに、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、ケース検討会、職員会議、虐待等防止委員会、個別ケースカンファレンス等を通じた講話のほか、職員との個別面談など様々な機会を通じて職員との意思疎通を図り、職員の子どもに対する関わりを振り返り、意識の統一に繋げている。また、遵守すべき法令や社会福祉の動向を理解し、副施設長とともに強いリーダーシップを図り、職員の模範となるよう自己研鑽に励むことで専門性の向上に努めている。

②

13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

- | | |
|---|-----------------------|
| ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 | ☐ |
| ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 | ☐ |

□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

○

【コメント】

施設長は重要課題である地域分散・小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化のほか、里親支援の充実強化等の課題の実現に向けて、養育・支援の質の向上や、職員育成、職場環境の改善等に取り組んでいる。毎年、職員に意向調査を実施し、職場環境や執務室環境を整備するなどのほか年次休暇取得状況を踏まえ日々の業務の進め方の工夫や見直しを行い職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいる。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。

○

□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。

○

□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。

□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。

○

(社会的養護共通)

□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

○

【コメント】

「オープン光と緑の園」として施設見学・説明、職場体験等に参加する機会を設け、福祉人材の確保や育成の取り組みを進めている。児童相談員・保育士・個別対応職員・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・心理療法担当職員(認定心理士)などの必要な専門職や各種加算職員を配置するとともに、職員の経験年数や階層に応じて外部研修や寮内研修に参加しており、研修内容は職員間で共有を図っている。職員定数は満たしているが、夜勤などの負担軽減をするには職員を増員したいところである。今後、計画に基づいた福祉人材の確保・育成に取り組むことを期待する。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

b

□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。

○

□人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。

○

□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。

□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。

○

□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

○

【コメント】

期待する職員像を「共感する職員・自分を愛し、周りの人を尊敬できる職員・謙虚に学ぶ職員・主体的に働き、誇りある職員・思いやりを持ち助けあう職員」と明示し、職員が目指すべき姿を明確にして職員の能力向上のための取り組みが行われている。施設長との面談や意向調査を通じて職員の意向・意見を把握している。職員の経験、職責に応じた研修参加の機会が設けられておりキャリアアップを目指せるよう支援が行われている。今後、人事基準に基づき職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度を評価するしくみを構築することを期待する。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。

○

□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。

○

□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。

○

□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。

☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【コメント】

全職員に対し健康診断及びストレスチェックを実施し、その結果を職員に周知するとともに、全職員がセルフケアについての理解を深めている。有給休暇の取得や子育て中の職員には勤務シフトを柔軟に対応するなど職員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。「期待する職員像」を明示し、職員意向調査や上司との面談により意向を把握することで職員の意欲向上と心身の健康に努めている。今後、福祉人材の確保・定着の観点から、施設の魅力を高める取り組みや働きやすい職場づくりに関する取り組みを更に推進することを期待する。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

「目指す職員像」を職員に示し、自己評価が行われているが、職員一人ひとりの目標管理のしくみは構築していない。今後、目標管理のしくみを導入し、例えば、目標設定、中間、達成といった時期に施設長面談を行い、目標の進捗状況を確認するとともに、業務改善や職員相互のチームワークのあり方等について話し合う機会を設けて職員自らのキャリア形成に向けた目標設定ができるしくみを構築することを期待する。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

施設が目指す養育・支援の方向性が読み取れるよう、「養育の視点」「目指す職員像」「育てる子ども像」を職員に示している。研修会参加計画表を策定し、施設内外の研修に参加する機会を設けており、職員一人ひとりの経験年数や階層に応じて初任者研修・リーダー研修・基幹的職員研修など専門研修に職員を積極的に派遣している。副施設長は職員の研修受講状況を確認し、次年度の研修内容に反映している。業務に関連する資格取得については特別休暇を取得できるよう配慮している。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新入職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐

☐	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
☐	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
☐	(社会的養護共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

令和4年度の職員研修参加実績は、オンラインでの参加を含め27件延べ46人の職員が参加した。施設内では新任職員をはじめ、職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTを行っている。階層別研修や職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。職員には外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。専門的で個別化された養育・支援が必要なケースが増えているため、上司等より適時必要な指導・助言を行っている。また個別ケースの見立てや具体的支援方法等について、専門職を中心に職員が相互に協議し、検討している。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
☐	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
☐	実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
☐	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
☐	指導者に対する研修を実施している。	☐
☐	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

令和4年度の実習生受け入れ状況は保育実習が7校23名、相談援助実習が2校3名、小・中学校教諭免許状に関わる介護等体験学習が1校1名となっている。実習受け入れに際し、ハンドブックにその留意事項をまとめ、実習生へ事前に配慮事項等を説明している。社会福祉士等の専門職の施設実習にあたっては学校等との連携を図り、専任の実習担当者を配置し、施設見学や大学での実習報告会等にも協力している。実習生が目指す専門資格に応じた実習プログラムにより、専門資格を有する職員を中心に全職員が協力して対応している。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
☐	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	☐
☐	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	☐
☐	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	☐
☐	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	☐
☐	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	☐

【コメント】

WAMNET上において社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）を公開し、運営の透明性を確保する取り組みを行っている。施設のホームページで理念・運営方針のほか養育の視点、目指す職員像、育てる子ども像を掲載している。また、苦情受付窓口やその報告・確認、第三者委員の立ち会いなど苦情解決のしくみを子どもに説明するとともに、苦情の受付件数、その内容や実施した解決方法をホームページで公表している。パンフレットや定期的に発行する広報誌等には施設の活動状況等を掲載するとともに、地域や関係機関等に配布し情報を公開している。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	-------------------------------------	---

☐	施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	☐
☐	施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	☐
☐	施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	☐
☐	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	☐

【コメント】

施設の職務分掌及び権限・責任の範囲等について周知するとともに、随時、職員会議等で予算経理及び事務処理に係る留意点等を職員に伝達し、適正な業務執行に努めている。施設運営に関わる経理規程等の各種ルールに基づき、適正な業務執行に努めている。顧問税理士等により定期的に確認・指導・助言を得ながら監査支援等を実施し、透明性の高い適正な会計処理を徹底し、運営に取り組んでいる。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
☐	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
☐	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
☐	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
☐	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
☐	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	☐

【コメント】

事業計画に「地域社会との連携」を謳い、令和4年度は4月に校区子ども会育成会総会、5月に校区健全育成連絡協議会総会、8月に市民大清掃、地区健全協防パトロール、10月に子ども本格寿司職人体験、11月に校区健全協ウオーラリー大会、長崎出島ロータリークラブオンライン・スポーツレクチャレンジに参加し、子どもたちと地域住民との交流の促進に努めた。コロナ禍の状況に配慮しながら、施設の園庭や体育館を地域にも開放し、クラブ活動やオータムフェスタなど取り組まれている。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
☐	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
☐	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
☐	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
☐	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐

【コメント】

ボランティア受け入れマニュアル「ボランティアについて」に沿って施設の概要や注意事項等の説明を行っている。子どもたちに対しても活動日時や内容等を説明し、理解してもらっている。花壇清掃や学習ボランティア等が訪れている。今後、思わぬトラブルや事故を未然に防ぐためにも、子どもと直接接する場面では見知らぬ人を忌避する子どもへの十分な配慮とともに、ボランティアだけでなく職員への研修等を含めた十分な準備が望まれる。

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
☐	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	☐
☐	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	☐
☐	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	☐

☐	□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	☐
☐	□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	☐

【コメント】

社会資源のファイルを作成し、職員間で情報を共有している。PTA行事や学校評議会等に関わりを持ち、理事や評議員としての役割を担い、定期的に連絡・情報共有を行っている。年に1回施設で連絡協議会を開催し、学校教諭を招いて連携を図っている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
☐	□施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	☐
☐	(社会的養護共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	☐
☐	(5種別共通) □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	☐

【コメント】

地域の関係機関・団体等の各種会合に参加し積極的に交流を図ったり、「長崎県里親育成支援事業業務委託契約」に基づき、長崎県里親育成センター「すくすく」の運営やショートステイ事業を実施するなど、地域の福祉ニーズ等を把握し取り組みを行っている。今後、更なる取り組みとして児童家庭福祉に関する相談のほか多様な相談に応じる機能を充実させる取り組みに期待する。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
☐	□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	☐
☐	□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	☐
☐	□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	☐
☐	□施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	☐
☐	□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	☐

【コメント】

地域貢献として定期的に資源物の回収や清掃ボランティアに参加しており、地域との関わりを積極的に深めている。地域住民に対して施設設備等を無料で開放している。措置外児受け入れ事業を定員の範囲内で実施するほか、長崎県里親センター(すくすく)、市町村からの受託事業(ショートステイ・トワイライトステイ)、一時預かり事業、地域行事への参加とオータムフェスタを通じた交流行事の開催といった地域貢献活動は評価できる。今後、施設の専門的人材や機能を活かし、地域に還元する取り組みに期待する。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1)	子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
☐	□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
☐	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
☐	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	☐
☐	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	☐

	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○
【コメント】		
年に1回、基本方針や理念とともに施設で定めた倫理綱領及び全国児童養護施設協議会の倫理綱領を年度初めに各職員へ配布し、子どもを尊重した養育・支援を職員が理解し実践するための取り組みを組織全体で行っている。令和4年度の事業報告書には「児童の権利を保障するため、児童からの相談・苦情・要望に対しては、徹底した話し合いを基本とする苦情解決システムを構築するとともに、特に施設内虐待については、発生の防止に最大限の努力を払った。」としている。定例会やケース検討会においても、支援における統一化や一人ひとりの子どもの状態把握に努めており、子どもを尊重した養育・支援に繋げている。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 ☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。 ☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】		
子どもの権利擁護の観点からプライバシー保護マニュアルを作成し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。入所時に子どもと保護者に説明し、肖像権等における承諾書を得るようにしている。子どもに関する外部からの問い合わせについては一切応じないこととし、監視用カメラの設備を設けるなど子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐ 見学等の希望に対応している。 ☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
基本理念、基本方針、養育・支援の内容、施設の特性等はホームページ等に記載されている。生活や行事の様子については広報紙に写真等を掲載し、施設における活動の紹介をしている。施設生活のきまりについて保護者用と子ども用を作成し、分かりやすく工夫し説明している。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 ☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。 ☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。 ☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	b ○ ○ ○ ○
【コメント】		
養育・支援の開始にあたっては、本人・保護者の希望を確認し、児童相談所の方針や面会方法、必要な手続きについて説明している。施設のルールや生活については、生活のしおりや権利ノートを用いて説明を行っている。ケースによっては児童相談所と密に相談しながら行っている。		

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

地域・家庭への移行にあたり要保護児童対策地域協議会で地域の関係機と関検討し、児童相談所との情報交換や施設内ケース会議、本人の意思確認等を行い、必要な情報は定められた引き継ぎ書類に残している。退所した子どもや保護者への対応は、家庭支援専門相談員を中心に相談を受け付け、またLINEでも繋がるようにしている。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
	□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

児童会を設け、小学生と中・高生とでそれぞれに招集し、子ども達がテーマを持って話し合う機会を設けている。児童会で挙げた意見等は職員に挙げられ、職員から児童会へ返し、必要に応じて予算を配分して子どもの意見や要望の反映に繋げている。但し、現状では定期的に子どもの満足に関する調査は行っていない為、今後、満足度に関する調査を定期的に行い、日常的に職員と子どもが共通の問題意識を持って改善する取り組みに期待する。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

施設内4か所に意見箱を設置している。受付窓口や苦情解決責任者、第三者委員、外部の相談窓口など体制と役割等について定め、施設内及びホームページ上で公開している。意見箱に入れることに抵抗がある子どもや直接職員に言えない子どもについてはアンケートを活用し、対応した内容や結果を随時報告している。今後、苦情解決のしくみや苦情の申し出方法について、十分にプライバシーに配慮することを伝え分かりやすい資料を作成し、子どもや保護者へ配付し説明する取り組みが望まれる。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

子どもからの相談や意見があれば、できるだけ早く回答するようにしている。児童会を通じて出された意見や要望等は職員会議で検討できる体制がある。子どもには権利ノートを活用し、職員が定期的に読み合わせて施設で生活する上での権利を説明することで、子どもが意見を述べやすい環境整備に努めている。今後、子どもや保護者等へ子どもが相談したり意見を述べたりする際に複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を配布し、相談や意見が述べやすい環境を整備して取り組むことが望まれる。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

子どもからの相談や意見は担当職員がその申し出を聴き取り対応するしくみをフローチャートで明示している。職員は連携して日々の養育・支援を通じて子どもとのコミュニケーションを大切に、迅速な対応に努めている。出された意見は、職員会議で協議し、結果を子どもへフィードバックしている。把握した相談や意見はユニット職員で対応したり、職員会議に報告し検討している。今後、対応マニュアル等を定期的に見直し取り組むことが望まれる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○

【コメント】

リスクマネジメント実施規定を作成し、毎月開催される会議においてヒヤリハットや事故報告を職員間で共有している。ユニットを繋ぐ職員詰所で刃物や薬の管理は鍵付きの引出しで管理し、施設内遊具点検マニュアルに基づき毎月園内点検表で遊具の点検や月2回の屋内危険箇所を確認している。寮内巡回報告書で要因分析や改善策を話し合い再発防止に努めている。子どもへの強引な引き取りについては警察や児童相談所に対応を相談し、今年度はさすまたを使用した不審者訓練も実施し、緊急時の対応に備えている。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○

☐	□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
☐	□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
☐	□感染症の予防策が適切に講じられている。	○
☐	□感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

感染症防止や衛生マニュアルを策定し、栄養士を中心に全職員に周知徹底した対策が講じられている。コロナ感染症については国からの通達をベースに施設の状況と合わせて対応を講じた。新しい生活様式、手指消毒、マスク着用で感染症が発症した際はその都度対応方法を確認し、空きユニットを利用するなどして感染者を隔離し感染症拡大防止に努めている。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
☐	□災害時の対応体制が決められている。	○
☐	□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
☐	□子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
☐	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

消防計画を策定し、火災発生時の行動表や防火、防災訓練年間計画が定められている。火災や地震など風水害対応を図るため、ハザードマップの確認や毎月避難訓練を実施し有事に備えている。今年度は停電や断水を想定し防災食品の調理訓練や停電時の過ごし方や炊飯を体験する中で、避難行動の手順を確認し子ども達の感想を職員間で共有を図った。現在BCPが未策定の状況にあり、早急な策定とBCPに基づく訓練や研修の実施が望まれる。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
☐	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
☐	□標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
☐	□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
☐	□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

【コメント】

職員室や各ユニットに支援の基本となるマニュアルが整備されている。養育する職員が最低限同一の対応ができるよう対応方法や器具の使用手順等が示され、必要に応じて読み合わせが行われている。日常的な1日の流れにはユニット毎に養育する上での留意点が記載されており、子どもの特性や必要とする支援に応じた対応方法が検討されている。新規採用職員にはリーダーがOJTを通じマニュアルを活用し、養育・支援の理解に努めている。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
☐	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	○
☐	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
☐	□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
☐	□検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【コメント】

感染症や防災に関わる内容について、基本的には国からの示されたものに準じて変更や追加対応となるが、施設で過ごす子ども達の状況に応じて適宜マニュアルの見直しが行われている。特に子ども達の生活のルールに関わる事項については、子ども達の意見と職員の合議のもとで追加や変更されることが多く、子ども達の意見や提案が反映されるしくみがあることは特筆すべきことである。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【コメント】

自律支援計画の作成にあたり、児童相談所が作成した援助指針をもとに作成され、担当職員のアセスメントや子どもの意向に基づき、本人・家庭・地域とそれぞれの項目に分け専門的な視点から作成されている。作成過程においては、担当職員・ユニットリーダー・家庭生活指導員・副施設長・施設長と部門を横断した確認や意見が集約され具体的な支援目標や支援内容が協議されている。具体的なアセスメント手法がOJTの中で行われている現状にあり、職員の共通認識を深めるためにも具体的なアセスメントの視点や留意点の文書化が望まれる。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○

【コメント】

自立支援計画は前期・後期と年2回評価と見直しの時期を設定し、日々のケース記録や子ども自身と会話の中で取り組み状況の確認がなされている。自立支援計画の主体は子どもであることから、目標設定や内容変更の際には本人の理解と合意が大切と捉え、子どもと確認しながら追加変更するようにしている。見直しによって変更された内容は職員会議及びユニット職員に周知されている。直近での事例はないが、子どもの心身の状態変化で急遽自立支援計画を変更する際には随時対応する姿勢で取り組んでいる。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○

	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

子どもの心身の状態を職員間で共有できるよう施設内のシステムで管理され、子どもの日々の生活状況は職員間で共有されている。記録は随時部門を超えて確認できる体制にあり、5W1Hをもとに時系列に沿って、記録に残すべき内容に漏れが生じていないか確認されている。記録内容や表現方法に課題がある場合は個別に職員へ指導し修正が行われている。記録は子どもが実際に発した言葉を記載するようにしており、言葉の強さや態度から感情の強弱を読み取りその時の状況を職員間で共有している。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

職員室に個人情報保護規定を設置し、個人情報の保護と情報開示の両方の視点から記録物の管理規定が確認できる。施設ではシステムによって子どもたちのフェイスシートやケース記録、自立支援計画書等の各種記録が管理され、子どもに関わる記録は職員個々のIDとパスワードの入力がないとログインできない管理体制を整備されている。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐

【コメント】

権利擁護に関する規定を整備し、虐待防止委員会や日常的な会議の中でも権利侵害について職員への理解が図られている。年に2回行われる職員の自己評価において言葉遣いや子どもとのスキンシップをとる際の関わり方等、不適切な関わりへの自己評価を実施し、振り返りを行っている。子どもたちへの言葉かけや指導の際での言葉かけで気になった際は、その場で互いに注意し合うようにし、ヒヤリハット報告書を通して権利侵害の防止と早期発見への取り組みがなされている。

(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐

☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	○
☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	○

【コメント】

施設では職員間で改まった学習の機会を設けることはできていないが、外部研修やケース検討会を通して権利擁護について話し合いの機会を持っている。子ども達は短い言葉やイラストを用いた権利ノートで自らの生活の中で保障される権利を学び、暴力等から自分を守ることの理解に繋げている。子ども間でトラブルが生じた際には子どもの話をゆっくりと聞く時間を取り、個別に年齢ごとに分かりやすい言葉や具体的な例を示しながら相手を思いやる気持ちや自分の気持ちの調整の仕方を伝えている。

(3) 生き立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

施設では個々に成長の記録としてアルバムの作成や、巣立ちの際に一緒にスライドショーでこれまでの思い出を振り返り、成長ぶりを子どもと共に感じている。ライフストーリーワークについては、生き立ちを知ることの大切さを考える一方で親の事情や背景を子どもが受け止める事ができるか慎重に対応している。ユニット担当職員に子どもの日頃の様子や心情を慎重に確認しながら、子どもに事実をどこまで伝えるか、どのように伝えるのか、タイミングも踏まえ、児童相談所と相談しながら子どもの生き立ちを伝えるようにしている。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	○

【コメント】

施設では虐待防止規定やマニュアルの策定があり職員に周知されている。日頃から子どもが暴力等を受けた際には職員にすぐ伝えるよう周知しており、話を聞いた職員は状況確認を行う等、早期対応、解決に向けた体制やしきみがある。子どもが自分自身を守る具体的な学習の機会には至っていないが、個別に場面場面で自分自身を守る話をしている。施設長は虐待防止委員会を通して具体的な事例を踏まえ、不適切な関りや予防に周知徹底している。心のうちを話をしてくれた子どもには「言いにきてくれてありがとう」と安心感を感じさせる声掛けを行い、職員間で記録を共有、今後の対応に注意を払っている。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	□子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	□入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	□子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	○
	□家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

入所したばかりの子どもには、ユニットの子どもを中心に他児が輪に入れる雰囲気があり、職員は不安感に配慮しながら自然に輪に入ることができるよう努めている。子どもの特性に応じた居室の選定を行い、これまで大切にしていた思い出のあるものなどを持ち込めるよう配慮している。子どもと相談しながら部屋が本人の居心地の良い居場所となるよう配慮している。家庭復帰や子どもの発達上の理由で他施設への移り住みがある場合には、職員で状況を集約し、移り住み先で不安にならないよう必要な情報を提供し支援している。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	□子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	□退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	□退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	□行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	□本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	□退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	

【コメント】

ユニットでは家事の役割分担があり、子ども達が下膳や掃除・洗濯など、できる範囲を自分で行うよう支援している。退所が近づいた子どもにはユニットから自立支援室に移り、自炊や買い物等、自立した生活体験を積んでいる。支援金や給付金制度の情報提供を行うほか、自己管理や生活スタイルを安定させるよう職員は声掛け見守りの姿勢で関わっている。退所後はSNSを利用し、暮らしぶりの確認や相談など繋がりを持ち、民間支援事業(実家便)で、職員からの手紙とともに贈られる「モノ」や言葉で心のサポートを行っている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	□職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	□子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	□子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○

- | | |
|---|-----------------------|
| ☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。 | ☐ |
| ☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。 | |

【コメント】

職員は日常的な関わりのほか、子ども達が話を聞いて欲しい感情を表出してきた際には夜勤帯や寝かしつけ時にゆっくりと話を聞くことを大切にしており、子どもが抱えている悩みや日頃感じていること等、心に寄り添う姿勢で関わりを持つように努めている。苛立ちを示す子どもには一旦距離をおき、気持ちが落ち着ついた頃にゆっくり話を聞くようにしている。子ども達に身近な存在で支援していきたいと考えている半面、指導する立場でもあるため、距離感に常時課題を感じている。今回のアンケートで肯定的な回答が4割に留まる状態にあり、施設として子ども達の本音の部分を確認し、今後の指導や理解を深める取り組みに活かしていきたいとしている。

- | | | |
|---|--|-----------------------|
| ② | A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 | a |
| | ☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。 | ☐ |
| | ☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。 | ☐ |
| | ☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。 | ☐ |
| | ☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。 | ☐ |
| | ☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。 | ☐ |
| | ☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。 | ☐ |

【コメント】

職員は日常的な関わりにおいて、子どもが抱えている悩みや日頃感じていること等、心に寄り添う姿勢で関わりを持つよう努めている。子ども達が話を聞いて欲しい感情を表出してきた際には、夜勤帯や寝かしつけ時にゆっくりと話を聞くことを大切に、子どもの特性に応じた関わりで心情の理解に努めている。生活の場において一定のきまり事はあるが、起床や入浴時間等個々の予定や状況に応じて柔軟に対応し、子どもの意見を尊重するようにしている。子ども達より生活のルールに対して意見があった際には、児童会で子どもの意見として集約され、職員と話し合いながら順次変更・追加し、過ごしやすい環境に努めている。

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| ③ | A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。 | b |
| | ☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。 | ☐ |
| | ☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。 | ☐ |
| | ☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。 | ☐ |
| | ☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。 | ☐ |
| | ☐ つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。 | ☐ |

【コメント】

施設では子ども達が自らの生活について話し合う機会があり、今年度は感染症も5類になったことから外出範囲や帰宅時間について児童会で議題に挙げ、全体で話し合いを行った。休日の過ごし方においても時間の範囲で施設外の友人との外出やユニットを自由に行き来したり、園庭でスポーツや遊具で思いおもいに遊ぶ姿が窺える。職員は対人関係や子どもを取り巻く環境を日常の会話で把握し、子どもが落ち込みを示した際には距離を保ちながら気持ちに寄り添う声掛けを行い、問題を解決していく力を身に着けられるよう支援している。

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| ④ | A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 | a |
| | ☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。 | ☐ |
| | ☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。 | ☐ |
| | ☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。 | ☐ |

☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	☐

【コメント】

ユニットでは様々な年齢の子どもと一緒に過ごし、ユニットのリビングでは年長者が年少の子の世話や注意を払い、年少児は年長者の行動を真似たり、うまくできない部分を遊びの中で互いに自然に補う雰囲気がある。ユニット内には園児向けの玩具や遊具、広い園庭を利用してバスケットゴール、サッカーボール等で自由に遊ぶ姿が窺える。地域のウォークラリーや植栽イベント、ボーリング大会への招待もあり、今年度は県の衛生関係団体より寿司職人も経験した。将来に繋がる可能性がある機会として、今後も可能な限り参加したいとしている。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	☐ 発達状況に応じ、身体・健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	☐
	☐ 発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

ネット環境が暮らしに欠かせないことを踏まえ、今年度は県よりメディア安全指導の講師を迎えてネットトラブルについてや、非行防犯教室の指導を受けた。知らない人との交流や危険から身を守る方法について子ども達と一緒に学ぶ機会を持った。職員は対人関係やマナー、外での立ち振る舞い等生活する上で大切なことはその都度日常の暮らしの中で伝えるようにしている。ユニット内でのルール決めや児童会で生活のきまりを話し合う際にはなぜ必要なのかよく話し合い、社会性を身につける機会に繋げている。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気の中で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

子ども達は適温食で準備された食事を、ユニットごとにテーブルや椅子、明るい色使いのランチョンマットを使用し、一人ひとりの個性や生活リズムに応じて柔軟に対応している。子どもの特性に応じて食事時間をずらしたり、部活動で食事が遅くなる際にはユニットで温め対応している。月2回のユニットの調理実習は、子ども達の楽しみになっており、子ども達で話し合いコミュニケーションの場になっている。年1回の嗜好調査や、月1回の給食会議で子ども達の意向を把握し、残食で量や好みを確認しながら食事が楽しみなものになるよう努めている。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐

- | | |
|--|-----------------------|
| ☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。 | ☐ |
| ☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣類の管理を習得させている。 | ☐ |
| ☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。 | ☐ |
| ☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。 | ☐ |
| ☐ 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。 | ☐ |

【コメント】

子ども達は季節に応じた清潔な衣類を身に着け、状況や場面に合った衣類を整える声掛けを受け、一人ひとり身だしなみへの理解に努めている。式典出席の場面や日常で着用する衣類が異なることを伝え、場面に合った振る舞いのほか、外出時や生活習慣の中で身だしなみを整えるよう伝えている。子どもの年齢が上がるごとに自分で洗濯や衣類を干すなど清潔感や衣類の管理ができるよう声掛けし、段階的に手順を習得できるよう見守っている。季節ごとの衣類の買い物には毎回子どもと一緒に出かけ、身体の大きさにあった衣類や個々のおしゃれやこだわりを大切に支援している。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

年齢に応じて3人・2人部屋、年長者には個室の割り振りがあり、高校生の部屋には本人の大切な空間として勝手に立ち入らないようにしている。個人の机は子どもの大切なものが詰まっているため、年少児から片づけを一緒に行い、他児にとっても気持ちの良い空間となるよう配慮し、一人ひとりの居場所となるようにしている。明るい日差しが差し込む共有空間には、テーブルやこたつ、テレビの準備があり、子ども達が日常的に使用する道具や手回り品で家庭的な温かな空間づくりがなされ、ユニットごとに家事の当番で整頓や掃除等習慣が身につくよう支援している。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

職員は子ども達の顔色や食事量の変化に注意を払い、ケース記録で平常時の状態を職員間で共有し、健康状態を把握・早期の受診に繋げている。学校からの健診結果で成長曲線等発達の状態を確認し、主治医と相談しながら状態に応じて専門医の受診を行っている。心の状態や発達の部分で内服が欠かせない子どもも増えてきているが、受診記録で職員は体調の把握を行うとともに確実な服薬ができるよう2名体制で服薬チェックを行っている。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	

【コメント】

施設では今年度助産師協会より講師を招き、子ども達は男女共に赤ちゃん人形に触れ、赤ちゃんの大きさや重さ・感触を経験し、赤ちゃんの成長過程を学ぶ機会を設けた。講座では看護学校の教材や資料を通して自分達の心と身体の変化を学び、異性に対する気持ちの持ち方や自分の身体を大切にすることを学ぶ機会に繋げている。入所前の養育環境によって児童相談所と協力しながらプログラムを継続的に受ける子どももおり、自分を大切に性教育やプログラムを段階的に行い自立と共生の力を育てる支援に努めている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもを安全に保つ配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけて出そうと努力している。	☐

【コメント】

全ユニットのリビングに誰もが押せる位置にベルの配置があり、子ども達には職員がユニットにいない時のトラブルには、ベルで職員に助けを求めよう周知されている。子ども間で暴力を伴うトラブルが生じた際には感情的になった子どもに別室でクールダウンの時間を取り、本人の気持ちが落ち着いたらゆっくり話を聞く姿勢で対応している。本人の気持ちの持ち方・苛立ちの解消の仕方などを伝え、職員間や主治医と連携を図りながら情報を共有、連携し対応している。

②	A18 施設内の子どもの暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっていく。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
	☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

入所前の養育環境や、子どもの特性、年齢に応じて部屋の配置を慎重に選び対応している。発達に障害を持つ子どもがいじめの標的になりやすい傾向にあるため、職員はトラブル発生時には両方から話を聞き、人との関わり方や物事の考え方を繰り返し伝えている。弱みへの攻撃に注意し、生活するすべての子ども達が安心して生活できるよう注意を払っている。毎月行われているヒヤリハットや事例の検証で子ども達の現状を職員間で共有し、権利侵害の未然防止に努め加害しやすい子どもには児童相談所と相談しながら対応している。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

施設には心理担当職員の配置があり、敷地内別棟で静かな環境に心理室がある。温かな色使いをした部屋で子ども達は心理的ケアを受け、心理担当職員は箱庭やコラージュの道具を通して言葉かけや、遊びとして作品を作りながら子どもの心の状態を把握している。担当者は市内の専門施設での外部研修を重ね、心理士としての専門性を高めている。外部からのスーパービジョンを受ける体制は整っていないが、心理的ケアを必要とする子どもについては、性犯罪防止プログラムや状態像に応じたプログラムを導入し、児童相談所の協力を得ながら療育を行っている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

小学生は、下校後宿題をするきまりがあり、復習を基本に学習の時間を設定している。中高生は必要に応じて施設外の塾に通ったり、週1回図書室での通塾で外部講師より学習指導を受けている。学校での様子をもとにユニット内の学習担当者が本人と話し合い、本人の学力が不足している場合はどのように補って行くか一緒に考えている。保護者の思いや三者面談で本人の意向を確認しながら進路決定を行っている。学校と常に連絡を取り合い、朝から送り出す職員は忘れ物や宿題の提出物のチェックや支援を行っている。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐

☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。

☐

【コメント】

子どもの進路選択には自立支援相談員を中心に本人と話し合い、自立支援計画に進路決定に向けた目標設定を載せ、進路選択において必要な情報や奨学金制度、入所児童に対する助成金等の情報を伝えている。本人の迷いに寄り添い、「どうやって自立していきたいか」を汲み取りながら児童相談所と共に協議している。学校の進路面談や本人の希望と想いを大切に、施設内で段階的に進路相談を実施し、方向性を決めるように声掛けしている。子どもが18歳になった時点で学費や生活費の工面が困難な場合は措置延長を協議し、対応、支援を継続している。

③

A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。

☐

☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。

☐

☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。

☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。

☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。

☐

【コメント】

学校での職場体験や実習を通して学ぶことの意義や専門的な技術を経験し、具体的な出勤時の姿勢やマナーなど具体的なルールを話し合いながら社会のしくみや生活スキルの習得に向け支援している。アルバイトは子どもの成績で学校への申請・許可を受けたものとなるが、施設としてアルバイトは経験値になるためアルバイトを推奨し、声掛けや見守りで支援している。子どもの通学先からの資格取得案内や子どもの目標達成に必要な資格取得には応援する姿勢で支援している。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①

A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。

☐

☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。

☐

☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。

☐

☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。

☐

☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。

☐

【コメント】

「家庭養育優先原則」の考えをもとに、職員は保護者と電話や手紙のやり取りを通して保護者の様子伺いや、近況報告・施設行事のお知らせをし、家族と信頼関係の構築に努めている。家庭支援専門相談員を中心に児童相談所や市町村の関係機関と連携を図り、家に帰りたい子どもの心情に寄り添い家族関係調整に取り組んでいる。面会や帰省後は子どもが落ち込むこともあるため心情の把握に努め、子どもとの何気ない会話の中から家庭の暮らし向きや経済基盤の確認を行っている。退所の時期については児童相談所へ確認後、引き取りに向けたアセスメントを行い慎重に対応している。

(11) 親子関係の再構築支援

①

A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。

☐

☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。

☐

☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。



【コメント】

家庭支援専門相談員を中心に親子関係再構築ができるよう児童相談所や市町村と連携を図り、会議やケース記録で支援の方針を共有している。子どもの最善の利益を念頭に家庭での改善すべき課題を絞り込み、家族支援を行っている。要保護となった子どもは施設から親と外出し自宅での宿泊と段階を経て関係修復や関係維持ができるように支援している。親子支援室を利用してゆっくりと親子交流ができる環境を整え、家庭での生活をイメージできるよう料理を一緒に作るなどして家族との関係継続や修復、養育力の向上に取り組んでいる。